

エルパ音楽家庭教師サービス規約

ご契約前に必ずお目をお通し下さい

本規約はお客様がエルパ音楽家庭教師サービスをご利用される場合に適用されます

●第1条（委託と受託）

株式会社エルパ（以下エルパという。）は会員からの音楽家庭教師講師の派遣委託を受けて、エルパに所属する音楽講師（以下講師という。）を会員の指定する場所に派遣し、これをお受けします。

●第2条（目的）

エルパ音楽家庭教師サービス（以下サービスという。）は、エルパが行う研修を受けた講師が、会員のご希望に応じた音楽レッスンを提供することを目的とします。

●第3条（運営）

サービスの運営・管理はエルパが行います。

●第4条（会員資格）

- 1-エルパが提供するサービスを受けるためにはエルパの会員であることを要件とします。
- 2-会員資格は入会申込者に付与されるもので、貸与、譲渡はできません。

●第5条（入会）

- 1-入会金を納入され、エルパとの入会の書類手続きを完了されたお客様を会員として登録します。
- 2-入会金につきましてはエルパ所定の「料金表」記載の金額によります。
- 3-一旦納入された入会金はいかなる理由があっても返金されないものとします。
- 4-次の場合は、入会をお断りする場合があります。
 - ①エルパ及び講師との必要な意思疎通が困難と思われる場合。
 - ②地域、時間帯等の理由で講師の訪問が困難と思われる場合。
 - ③反社会的勢力に関与していると認められる場合。
 - ④その他の理由でサービスを行うことが困難な場合。

●第6条（サービス内容）

エルパのレッスンは年間40回制の設定と、会員にて月、もしくは週のレッスン回数をお選び頂くワンレッスン制の2種類があります。年間40回制において12ヶ月以内に40回のレッスンが消化できなかった場合は未消化となり、その場合でも契約分の月謝はお支払い頂きます。

●第7条（マイページ）

- 1-会員は、その登録期間中、当社の提供する会員各人の専用のマイページ（以下「マイページ」という。）を閲覧・利用することができます。
- 2-マイページは、メンテナンスその他の事情により閲覧・利用ができなくなる場合があります。
- 3-マイページは、退会後3ヶ月を経過した後は閲覧・利用することはできません。退会以外の理由による会員資格の喪失があった場合も同様とします。
- 4-前2項又はその他の理由により会員がマイページを閲覧・利用できなかったことに伴う損害の発生について、エルパは一切の責任を負いません。

●第8条（休会）

休会される場合は、原則として休会希望月の前月15日までにエルパ所定の文書にて休会届けを提出の上、未納金がある場合はこれを完納して頂きます。返金の必要がある場合は、返金額を文書にて確認後、未締めの翌月末支払いにて会員指定の金融機関の口座に振込む方法で返金致します。尚、休会期間は休会ご希望日より最長1年間有効です。期間を過ぎて再開がないようでしたら自動的に登録解除となります。

●第9条（退会）

退会される場合は、原則として退会希望月の前月15日までにエルパ所定の文書にて退会届けを提出の上、未納金がある場合はこれを完納して頂きます。返金の必要がある場合は、返金額を文書にて確認後、未締めの翌月末支払いにて会員指定の金融機関の口座に振込む方法でご返金致します。

●第10条（クーリングオフについて）

- 1-入会申込日を含む8日間は、書面により無条件にサービスの申込みの撤回及び契約の解除が可能です。クーリングオフの効力は契約解除の通知書面を発信した時（郵便消印日付）から生じます。
- 2-尚、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリングオフをしなかった時には、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフが可能です。
- 3-前2項のいずれの場合も、会員は損害賠償や違約金を支払う必要はなく、既に入会金等諸経費を納入している場合には、未締めの翌月末支払いにて会員指定の金融機関の口座に振込む方法で、全額返金します。

●第11条（直接取引の禁止）

会員は、エルパから派遣された講師との間で直接、レッスンの受講その他の取引及び契約を行ってはならないものとします。もしこれが発覚した場合、会員はエルパに対して直前月の月額の利用料金に12を乗じた金額を違約金として支払うものとします。

●第12条（契約の解除）

- 次の場合は、エルパは会員とのサービス契約を解除することができるものとします。
- 1-第17条（利用料金の不払い）に該当した場合。
 - 2-本規約の条項に違反し、その治癒を求めているにもかかわらず会員が応じない場合。
 - 3-反社会的勢力に関与していることが判明した場合。
 - 4-講師との直接取引が判明した場合。
 - 5-エルパ若しくはサービスの信用を著しく傷つけ、又は運営を妨害した場合。
 - 6-その他の理由でエルパが会員の登録を継続することが困難と判断した場合。

●第13条（更新）

契約終了前月15日までに会員からの休会、退会の申し出がない場合には、自動更新となります。但し、更新時に会員が第12条に該当すると認められた場合にはエルパは理由を提示せずして更新を拒否できるものとします。

●第14条（住所等の変更）

会員は入会申込書に記載した事項に変更が生じた時は、速やかに申し出るものとします。未変更に伴う損害の発生について、エルパは一切の責任を負いません。

●第15条（料金）

- 1-ご利用料金については、エルパ所定の「料金表」記載の金額によります。また講師の交通費は特に定めのない場合は講師の自宅からの往復料金をお支払い頂きます。公共交通機関の利用ができない時間帯、地域の場合はタクシー等を利用致しますので、その交通費もご負担頂きます。なお年間40回制の場合には実際に発生したか否かにかかわらず交通費は1回のレッスンあたり1回分の往復料金をご負担頂きますのでご注意ください。
- 2-エルパが入会前のお客様に提供する「体験レッスン」その他の体験サービスのご利用料金についても、キャンペーン実施時以外はいかなる場合も有料であり、エルパ所定の「料金表」記載の金額によります。

●第16条（利用料金の支払い）

会員の料金の支払方法につきましては、エルパ所定の「料金表」に記載してあります。ワンレッスン制の場合、ご請求書によるお振込み、銀行引落しによる支払いのいずれかとなります。年間40回制の場合は銀行引落しによる支払いとなります。

●第17条（利用料金の不払い）

- 1-会員はエルパ所定の「料金表」記載の期限までに利用料金を支払うものとします。
- 2-会員が利用料金の支払を滞納した場合は、滞納期間に応じて年率1割の延長損害金をお支払い頂きます。

●第18条（サービスの提供時間）

サービスのご利用日時は、会員と派遣する講師との間で決定の上、エルパに報告するものとします。原則として終了時刻は22:00までとします。

●第19条（レッスン受講規定）

- 1-【振替レッスンについて】講師側理由（体調不良・スケジュール調整の不備等）により、レッスンが休講になった場合、振替レッスンとしてその時間分を提供します。会員のご都合にて予定のレッスンが行えない場合、前日18:00までの変更につきましては振替レッスンを行います。
- 2-【振替サービスレッスン提供期間について】契約期間終了月までとします。
- 3-【当日キャンセル】会員側理由（体調不良・スケジュール調整の不備等）により、レッスンが当日キャンセル（前日18:00を過ぎるのキャンセルを含む）となった場合、レッスン1回分消化となり振替レッスンは行いません。当日キャンセルになったレッスン時間分の料金（交通費含）はお支払い頂きます。
- 4-【受講確認について】レッスンご予定日後、レッスンの受講確認のためにエルパより受講確認のメールを送信しますので、メール受信から3日以内に回答してください。上記期間内にご回答いただけない場合、当該レッスンを受講したものとみなし、当該レッスンの料金をお支払いいただきます。

●第20条（講師の訪問レッスン）

- 1-エルパは会員の希望する条件に合致した講師が訪問レッスンをできるように努力します。但し、講師の人数、地域、時間帯その他の理由によりご要望に添えない場合があります。
- 2-エルパはレッスンに伺う講師が決まり次第、直ちに会員に講師の氏名及び必要な情報を電話、書面又は電子メールにて通知致します。
- 3-エルパは訪問レッスンを行う講師に支障が生じた場合には、直ちにこれを会員に通知し、相談の上、代替りの講師が伺えるよう努力します。

●第21条（指導コースの変更・レベルアップ）

- 1-指導コースの変更要請は、変更希望月の前月15日までにエルパへご連絡下さい。
- 2-講師からの申告により会員の指導レベルが変更する場合は、事前にエルパよりご連絡し、月謝等の変更を行うものとします。

●第22条（サービスの拒否）

次の場合は講師の派遣をお断りする場合があります。

- 1-時間的余裕がない場合、地域によって講師の確保ができない場合。
- 2-伝染または感染する恐れのある病気、あるいは健康状態に際立った異常がある場合。
- 3-その他、予約されている場合でも本サービスに支障をきたす場合。

●第23条（機材の調達について）

会員は、レッスンに必要な物品（楽器・レッスン教材・文具等）及びレッスンに関連する、家庭に必要な機器（電気等）をエルパに無料で提供し、講師がこれをレッスンに使用することとします。尚、必要な物品の購入に関しましては会員にて実費をご負担頂きます。

●第24条（免責事項）

エルパは、講師が会員に与えた損害について、一切損害賠償責任を負いません。また、講師との物品（楽譜等を含む）の貸借における破損、紛失等に関して、エルパは一切の責任を負いかねます。

●第25条（エルパの営業時間）

エルパ事務所の営業時間は、月曜日から金曜日までの9:30から18:00までとします。日曜日、国民の祝日及び年末年始（年により変更あり）、臨時休業日（事前にご連絡）は事務所の営業を休業とします。

●第26条（規約の変更）

1-エルパは、本サービスを利用する会員の承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は、エルパが運営するウェブサイトの適宜の場所に掲載された時点その他エルパから会員にマイページ上での通知その他の方法により通知された時点からその効力を生じるものとし、会員は本規約の変更後もサ

ービスを利用し続けることにより、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

2-本規約に定めのない事項、及び業務遂行上必要な細則・利用規定等は別途エルパがこれを定めます。

●第27条（プライバシー・セキュリティの保護）

- 1-【個人情報の収集・保有・利用・預託】会員はエルパが提供する役務（本申込みを含む）を通じ、以下の個人情報をエルパが保護措置を講じた上で、本項を含む以下の条項により収集し利用します。
 - (1) 属性情報（申込書に記載した氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・勤務先（お勤め先内容））。
 - (2) 契約情報（契約の種類・申込日・契約日・契約額・支払い方法）。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は個人情報から除くものとします。
 - A. 開示の時点で既に公知のもの、またはエルパの関によらずして公知となったもの。
 - B. 第三者から秘密保持義務を負うことなくエルパが正当に入手したもの。
 - C. 開示の時点で既にエルパが保有しているもの。
 - D. 開示された情報によらずして、エルパが独自に開発したもの。
 - (3) 会員はエルパが、サービスに係る業務の一部又は全部をエルパの提携先企業に委託する場合にエルパが個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用できることとします。
- 2-【個人情報の秘密保持】エルパはサービスに係る業務を通じて取り扱われる個人情報（電子メール等ネットワークを介して受信した情報を有形的に固定したものも含み）の秘密を保持し保管管理すると共に、以下の場合を除き、サービスに係る業務のために知る必要のあるエルパの役員、従業員以外に開示、漏洩することは致しません。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (4) 国の期間、もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- 3-【個人情報の開示・訂正・削除】
 - (1) 会員は、エルパに登録（登録とはコンピュータ・ファイリングにより検索可能な状態にあるものとします。）されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報に限り、エルパ所定の方法により開示するよう請求することが可能です。但し、エルパ又は第三者の営業秘密、ノウハウに属する情報及び保有期間を経過し、現にエルパが利用していない情報、個人に対する評価、分類、区分に関する情報その他エルパの内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあると判断した情報については、エルパは開示しないものとします。エルパに開示を求める場合にはエルパまでお問合せ下さい。
 - (2) 前項の開示請求により、万一、登録内容が不正確又は誤りがあることが判明した場合には、エルパは速やかにその箇所を訂正又は削除に応じるものとします。

●第28条（協議・管轄）

本規約について疑義が生じた場合には、会員及びエルパは、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することによって解決することとしますが、紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年6月吉日



株式会社 エルパ

〒106-0044 東京都港区東麻布2-35-1 KCビル5階
tel 03-6426-5764 fax 03-6426-5765